

## ～年度末は窓口が混み合います～

年度末は窓口が混み合い、待ち時間が長くなります。時間に余裕を持って来庁してください。住所変更や戸籍の届け出、住民票の写し、戸籍の謄抄本などの請求では、本人確認をします。マイナンバーカードや運転免許証など本人確認書類の提示をお願いします。



市外へ 転出する 場合	<p>転出前に転出手続きをしてください。 ※転出手続き後、転入先市区町村窓口で転入手続きをして住所変更が完了します。</p> <p>●持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に来る人の本人確認書類</li> <li>・転出する人の医療費受給者証など市から交付されているもの</li> </ul> <p><b>便利なオンライン手続き</b></p> <p>マイナンバーカードを持っている人は、「マイナポータル」からオンラインで転出の届け出と、転入先での手続きの予約ができます</p>  <p>窓口やオンライン以外でも、郵便で届け出て、返送で「転出証明書」の交付を受けることができます。郵便で手続きする場合は、申請書（市 HP からダウンロード）、切手を貼付した返信用封筒、本人確認書類の写しを市民課へ郵送してください。</p>
市内に 転入する 場合	<p>市内に<u>住み始めてから原則14日以内</u>に手続きをする必要があります。以前住んでいた市区町村で転出手続きをした後に手続きをします。</p> <p>●持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に来る人の本人確認書類</li> <li>・マイナンバーカード（持っている人）か転出証明書</li> </ul>
市内で 転居した 場合	<p>転居後<u>原則14日以内</u>に手続きをする必要があります。</p> <p>●持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に来る人の本人確認書類</li> <li>・転居する人の医療費受給者証など市から交付されているもの</li> <li>・マイナンバーカード（持っている人）</li> </ul>

※上の表の手続きを代理人がする場合は、委任状が必要です。

## 3月29日（日）と4月5日（日） 市民課の窓口を臨時に開設

両日、市民課の窓口を臨時に開設します。ただし、他の市区町村や機関に確認が必要な手続きや、健康保険・福祉・医療など住所変更に伴う関連手続きは、平日に改めて市役所に来庁する必要があります。

●時間／午前9時～午後4時半

●場所／市役所本庁舎 1階

●取り扱い業務／①転入、転出などの届け出、②住民票の写しや戸籍の謄抄本の交付、③印鑑登録と印鑑登録証明書の交付、④戸籍届の受領、⑤各種税証明書の交付（一部を除く）、⑥マイナンバーカードの交付

※4月5日（日）は広域交付による戸籍謄本などの交付はできません。

●問い合わせ

市民課（☎656-6512）

## 水道は使用開始・中止の窓口受け付けと電話予約のみ対応

3月29日（日）、上下水道の使用開始・中止について窓口と電話での予約を受け付けます。当日の開栓作業は実施せず、3月30日（月）以降に開栓します。

●受付時間／午前10時～午後4時

●問い合わせ

市上下水道お客様センター

（☎908-2888）

## 便利なコンビニ交付の利用を

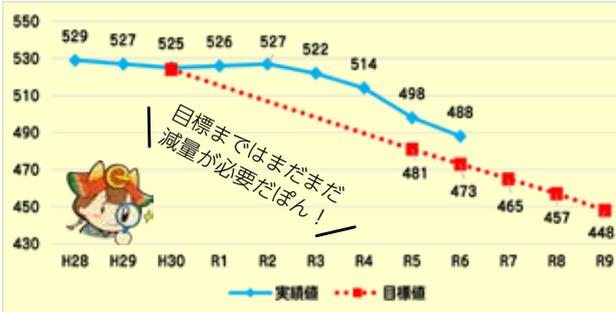
マイナンバーカードを利用して、全国の対応するコンビニエンスストアなどで住民票の写しと印鑑登録証明書を取得することができます。詳細は市 HP から

●利用時間／午前6時半～午後11時（土日祝日も利用できます）



# ごみの減量化に取り組みましょう

●問い合わせ 環境課 (☎ 656 - 6510)



▲年度別の家庭系ごみ1人1日当たり排出量 (単位: g)

## ●ごみ総排出量は減少傾向

皆さんは、市のごみ総排出量を知っていますか。令和6年度のごみ総排出量は約1万5741トンで、令和5年度と比較して約458トンの減少となりました。

ごみ総排出量は、日頃から皆さんの減量化への取り組みによって年々減少しています。ごみの減量化は二酸化炭素の排出量削減にもつながり地球温暖化対策になります。

限りある資源を大切にするため市民の皆さんのさらなる協力をお願いします。

## ●さらなるごみの減量化へ

### ○生ごみの減量

- ・食材の「使いきり」を意識し食材ロスを防ぐ
- ・生ごみの水切りをしっかりとする

### ○ごみの再資源化

- ・使用済み小型家電回収ボックスの活用
- ・資源回収ボックスの活用
- ・集団資源回収への参加
- ・食品トレイやペットボトルなど容器包装廃棄物は市内食品スーパー店頭での回収ボックスを利用

### ○3R運動

### ①リデュース(ごみの発生を抑える)

- ・詰め替え用製品を選ぶ

### ②リユース(繰り返し使う)

- ・マイボトルやリユース食器の使用

- ・まだ使えるものはリサイクルショップなどを活用

### ③リサイクル(資源として再生利用する)

### ●リユース品あつせんの活用

市では、家庭で不要となった生活用品を譲りたい人向けにあつせんをしています(一定の条件あり)。

詳細は市HPから



## ●パソコン・小型家電・古紙の回収について

市ではリサイクル推進としてパソコン、小型家電、古紙の回収を行っています。

### ○パソコン回収

パソコンは市でゴミとして収集ができないため、リネットジャパンリサイクル(株)と連携協定を締結しています。同社に申し込みをすることで基本的に宅配回収ができます。

※パソコンは小型家電回収の対象となります。回収ボックスも利用してください。

### ○小型家電回収ボックス

対象となる小型家電は市HP「令和7年度ごみ収集カレンダー」のごみ分別一覧から

設置場所は、市役所本庁舎1階の正面玄関横、ビッググループ滝沢の総合案内横です。



▲市役所設置の小型家電回収ボックス

### ○古紙回収ボックス

対象は、雑紙、雑誌、段ボール、新聞です。

設置場所は市役所防災庁舎入口に向かって右手側です。

※ひもで縛る場合は紙ひもを使用してください。汚れのひどいものは再資源化できないため、ごみとして捨ててください。



▲市役所設置の古紙回収ボックス

### ▶パソコン回収についての問い合わせ

リネットジャパンリサイクル(株)  
☎ 0570-085-800

受付時間  
午前10時～午後5時

